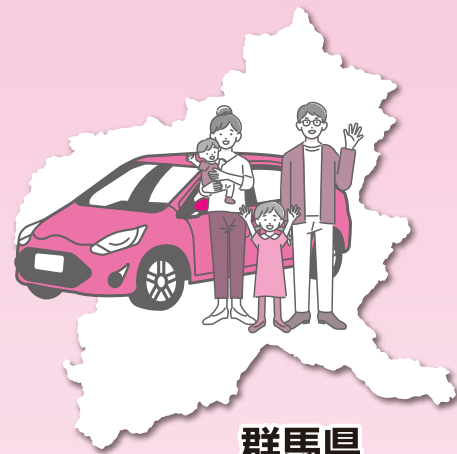


令和8年度版

# 自動車税総合案内

納期限は**6月1日**です

納税は納期限までに忘れずに！



群馬県

## 自動車税とは

自動車税とは、自動車を所有している人に課税される県税で、財産税としての性格のほか、道路損傷負担金としての性格を有する税金です。

自動車税は「普通税」といって、納められた税金の使いみちに特に定めがなく広く皆さんのために使われる税金です。納めていただいた自動車税は教育・道路整備・産業振興・福祉の充実などに幅広く活用され、皆さんの身のまわりで利用されています。

## 納める人

毎年4月1日現在で群馬運輸支局に登録されている自動車の所有者です。ただし、売主が所有権を留保しているときは、買主である使用者です。

## 納める額(年税額)

自動車の種類や用途などによって、それぞれ1年分の税額が定められています。主な税額は、次のページをご覧ください。

## 納税方法

### ●スマートフォン決済アプリで納税できます。

アプリ内の読み取り機能から納税通知書の「地方税統一QRコード」を読み取って納税できます。

### ●クレジットカードで納税できます。

地方税お支払サイト内の読み取り機能から納税通知書の「地方税統一QRコード」を読み取り、クレジットカードの情報を入力してください。

※クレジットカードで支払う場合は、システム利用料が別途かかります。

### ●口座振替で納税できます。

自動車税事務所、行政県税事務所、市役所、町村役場、金融機関等にある専用申込はがきに必要事項を記入し、ポストへ投函してください。2月末(必着)までのお申し込みで次回の納税分からご利用できます。

### ●コンビニエンスストアで納税できます。

### ●金融機関、郵便局、自動車税事務所や行政県税事務所の窓口で納税できます。

### ●その他の納税方法の詳細は、群馬県ホームページ「県税の納税方法」をご覧ください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

## 納税証明書(継続検査用・構造等変更検査用)について

### ●自動車の継続検査(車検)等は、自動車税に未納があると更新することができません。

### ●継続検査時等の納税は、原則、電子確認を行っています。

ただし、納税後すぐに継続検査を受ける場合等は、納税証明書を提示してください。

### ●納税証明書の提示を省略することができるかは、群馬県ホームページ「ぐんま継続検査確認システム(GKS)」で確認できます。

### ●スマートフォン決済アプリ、クレジットカード、口座振替、インターネットバンキング又は金融機関等のATMを利用して納税された場合、納税証明書は送付しておりません。納税証明書が必要な方はコンビニエンスストア、金融機関窓口又は自動車税事務所・行政県税事務所の窓口で納めてください。



自動車税については、「自動車税特集」サイトもご利用ください。



「ぐんま継続検査確認システム(GKS)」

## 主な自動車税の額（年税額）

区 分		年 税 額		
		営業車	自家用車	
			令和元年 10月1日以後 初回新規登録	令和元年 9月30日以前 初回新規登録
乗 用 車	総排気量が1ℓ以下のもの	7,500円	25,000円	29,500円
	// 1ℓ超1.5ℓ以下のもの	8,500円	30,500円	34,500円
	// 1.5ℓ超2ℓ以下のもの	9,500円	36,000円	39,500円
	// 2ℓ超2.5ℓ以下のもの	13,800円	43,500円	45,000円
	// 2.5ℓ超3ℓ以下のもの	15,700円	50,000円	51,000円
	// 3ℓ超3.5ℓ以下のもの	17,900円	57,000円	58,000円
	// 3.5ℓ超4ℓ以下のもの	20,500円	65,500円	66,500円
	// 4ℓ超4.5ℓ以下のもの	23,600円	75,500円	76,500円
	// 4.5ℓ超6ℓ以下のもの	27,200円	87,000円	88,000円
	// 6ℓ超のもの	40,700円	110,000円	111,000円
トラック	最大積載量が1t以下のもの	6,500円	8,000円	
	// 1t超2t以下のもの	9,000円	11,500円	
	// 2t超3t以下のもの	12,000円	16,000円	
	// 3t超4t以下のもの	15,000円	20,500円	
貨客 兼用車	最大積載量 が1t以下	総排気量が1ℓ以下のもの	10,200円	13,200円
		// 1ℓ超1.5ℓ以下のもの	11,200円	14,300円
		// 1.5ℓ超のもの	12,800円	16,000円

※初回新規登録とは、過去にナンバー登録したことのない新車を初めて登録することをいいます。

※貨客兼用車とは、乗車定員4人以上の貨物自動車です。

## 自動車税のグリーン化

排出ガス性能と環境性能に優れた環境負荷の小さい自動車は、その排出ガス性能等に応じ、一定の税率を軽減（おおむね75%）し、その一方、初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重く（おおむね15%、バス・トラックは10%）する特例措置（グリーン化）を行っています。

### 軽課

令和7年度中に初回新規登録を受けた環境負荷の小さい自動車は、令和8年度のみ税率が軽減されます。

対象となる自動車	税率の軽減
<b>自家用自動車及び営業用自動車のうち、以下のもの</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●電気自動車、燃料電池車</li> <li>●天然ガス自動車（一定の排出ガス性能を備えたもの）</li> <li>●プラグインハイブリッド車</li> </ul>	おおむね75%

### 重課

初回新規登録から一定年数を経過した自動車は、税率がおおむね15%重くなります。（バス・トラックは10%）

- ディーゼル車 …… 初回新規登録から11年を経過しているもの  
（初回新規登録が平成27年3月31日以前のは令和8年度から）
- ガソリン車（LPG車） …… 初回新規登録から13年経過しているもの  
（初回新規登録が平成25年3月31日以前のは令和8年度から）

ただし、次の自動車は重課になりません。

- 電気自動車、燃料電池車
- 天然ガス自動車
- ハイブリッド自動車（ガソリンを燃料とするもの）
- 一般乗合バス（路線バス）
- 被けん引車

## 減免制度

身体に障害のある方や、精神に重度の障害がある方などのために使用している自動車については、申請により自動車税が減免される場合があります。

減免の手続きは、下記のとおり申請期限がありますので、事前に自動車税事務所又は行政県税事務所までご相談ください。

自動車の状況	申請期限
すでに所有している自動車で、納税通知書が届いた場合	令和8年6月1日
自動車を取得し新規登録を行った場合	登録を行った日

※年度途中で身体障害者手帳等の交付を受けた場合や、上記期限を過ぎた場合でも申請できますが、この場合、申請月の翌月以降の月数に応じて減免となります。

※その他、公益のため直接専用する自動車や、構造上専ら障害者の方の利用に供する自動車などについても、減免制度があります。減免には一定の要件がありますので、詳しくは、自動車税事務所にお問い合わせください。

## 年度の途中で自動車を購入したり、手放したりしたときの自動車税は？

区分	4月1日以後に			
	新車を購入したとき (新規登録)	廃車したとき (抹消登録)	所有者を変更したとき (移転登録)	所有者や住所の変更により、 県外ナンバーに変更、又は 県外ナンバーから群馬・高崎・ 前橋ナンバーへ変更したとき (移転登録・変更登録)
納める額	登録した月の翌月から3月までの分を納めます	4月から登録した月までの分を納めます <small>すでに納めた税金は、登録した月の翌月から3月までの分をお返しします。</small>	4月1日現在の所有者がその年度分全額を納めます <small>変更後の所有者は、翌年度から納めることとなります。</small>	4月1日現在の所有者が変更前の都道府県にその年度分全額を納めます <small>変更後の都道府県には、翌年度から納めることとなります。</small>

## 自動車の登録は運輸支局で確実に！

自動車を廃車したり、下取りに出したときには、必ず運輸支局で抹消や名義変更の登録手続きをしましょう。

また、住所や氏名が変わった場合も必ず運輸支局で変更の登録手続きを行いましょう。

登録を変更しないと、いつまでもあなたに税金がかかったり、納税通知書が届かなかったりするなどのトラブルのもとになります。

### 問い合わせ先

関東運輸局群馬運輸支局  
〒371-0007 前橋市上泉町 399-1  
登録に関するヘルプデスク  
TEL 050-5540-2021

自動車の登録手続きに必要な書類				
区分	売買等により所有者を変更	住所を変更(定置場を変更)	結婚等で氏名だけを変更	廃車する場合
譲渡証明書	●			
印鑑登録証明書(注1)及びその実印	●(新旧所有者のもの)			●(所有者のもの)
委任状	●(新旧所有者のもの)(注2)	●(注3)	●(注3)	●(注2)
自動車保管場所証明書(車庫証明書)(注4)	●	●		
自動車検査証	●	●	●	●
住民票		●(注5)		
戸籍謄本(氏名の変更が確認できるもの)			●	
ナンバープレート(前後2枚)	●(注6)	●(注6)		●
自動車税申告書	●	●	●	

上記の書類のほかに、申請書及び手数料納付書が必要です。

注1 印鑑登録証明書は発行後3ヶ月以内のものです。  
 2 所有者が直接申請できない場合に必要です。  
 3 所有者と使用者が異なる場合には所有者の委任状が必要です。  
 4 車庫証明書が必要な地域は、平成12年6月1日における市及び町の区域です。  
 5 住所変更等が確認でき、発行後3ヶ月以内のものであってマイナンバーが記載されていないものです。  
 6 自動車の登録番号が変更となる場合は必要です。また、登録を行う自動車の持ち込みが必要です。

## 自動車税は車検証の情報を基に課税されます

自動車税の納税通知書は、4月1日現在で運輸支局に登録されている住所・氏名あてに送付しています。

住所・氏名に変更があった場合、運輸支局で登録変更(車検証の記載事項の変更)の手続きをされていないと、納税通知書を正しくお届けすることができません。車検証の登録変更が間に合わない場合は、一時的に納税通知書の住所等を変更できますので、「ぐんま電子申請受付システム」から変更事項を入力してください。

なお、この申請によって車検証の記載事項を変更することはできませんので、速やかに運輸支局で登録変更の手続きを行っていただくようお願いいたします。

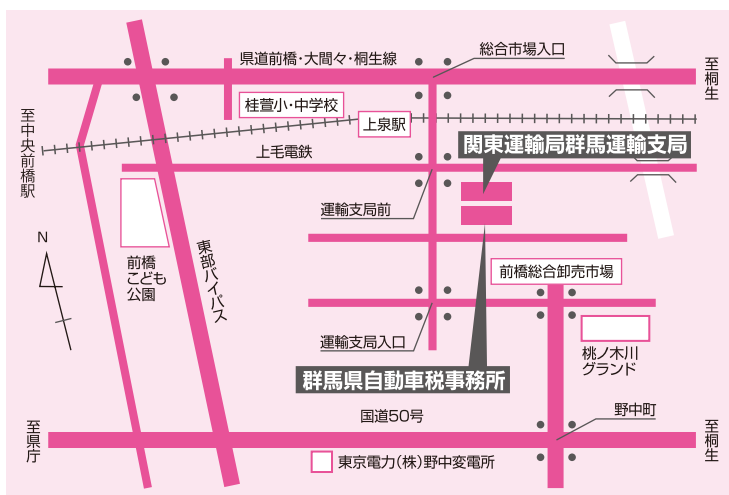


「ぐんま電子申請受付システム」

## 問い合わせ先

### 自動車税については… 群馬県自動車税事務所へ

〒371-8507 前橋市上泉町 397-5  
TEL. **027-263-4343** (代)  
<https://www.pref.gunma.jp/soshiki/32/>



## 自動車税についてのお問い合わせは、 次のところでも受け付けています。

(市町村名については令和8年4月1日現在)

最寄りの行政県税事務所  
はこちらのホームページ  
からも確認できます→



名称	電話番号	所在地	所管区域
前橋行政県税事務所	027-234-1800	〒371-8501 前橋市上細井町 2142-1	前橋市
渋川行政県税事務所	0279-22-4050	〒377-0027 渋川市金井 395	渋川市・榛東村・吉岡町
伊勢崎行政県税事務所	0270-24-4350	〒372-0031 伊勢崎市今泉町 1-236	伊勢崎市・玉村町
高崎行政県税事務所	027-322-6297	〒370-0805 高崎市台町 4-3	高崎市・安中市
藤岡行政県税事務所	0274-22-1442	〒375-0014 藤岡市下栗須 124-5	藤岡市・上野村・神流町
富岡行政県税事務所	0274-63-2245	〒370-2454 富岡市田島 343-1	富岡市・下仁田町・南牧村・甘楽町
吾妻行政県税事務所	0279-75-3300	〒377-0424 吾妻郡中之条町大字中之条町 664	中之条町・長野原町・嬭恋村・草津町・高山村・東吾妻町
利根沼田行政県税事務所	0278-22-4336	〒378-0031 沼田市薄根町 4412	沼田市・片品村・川場村・昭和村・みなかみ町
太田行政県税事務所	0276-31-3261	〒373-8508 太田市西本町 60-27	太田市
桐生行政県税事務所	0277-53-2113	〒376-0011 桐生市相生町 2-331	桐生市・みどり市
館林行政県税事務所	0276-72-4461	〒374-0029 館林市仲町 11-10	館林市・板倉町・明和町・千代田町・大泉町・邑楽町